

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、その翌日)

ついて)の一部を次のように改正し、平成九年一月一日から施行する。

平成八年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市 二七三八 を 鳥取市 二七四人

に改める。

目次

- ◇告示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正（児童家庭課）
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（経営流通課）
- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良区連合の役員の就任（〃）
- 土地改良法による換地計画の決定（〃）
- 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 港湾隣接地域の変更についての公聴会の開催（港湾課）
- 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

告示

鳥取県告示第七百九十二号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第一項の規定により告示する。

平成八年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社神薬堂	シンヤクドー倉吉北店	倉吉市福庭町二丁目七一
株式会社向井	シンヤクドー両三柳店	米子市両三柳五八一ほか

鳥取県告示第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年十一月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十一号
昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数に

退任した役員の氏名及び住所

理事	山口一良	倉吉市巣城一一九六
山口一良	山村幸人	倉吉市小田一九二
岡崎勸	本川一孝	倉吉市下古川五一
松本正一	石村静臣	倉吉市穴窪三五
西谷一幸	福田勝頼	倉吉市新田二四二
永田淳穂	森幹夫	東伯郡北条町江北七〇一
田中明行	佐倉時雄	東伯郡北条町江北一七九三
近英明	前田英正	東伯郡北条町國坂一四八八一
谷正一	吉岡儀重	東伯郡北条町國坂一九〇
浜田要太郎	岸田一成	東伯郡北条町土下一七五
本清一	田熊茂美	東伯郡北条町米里二六八一
河本逸雄	宇田川義徳	東伯郡北条町島六四一十三
柿本清一	河本逸雄	東伯郡北条町北尾四八五
東伯郡北条町田井三四一	東伯郡北条町島六四一	東伯郡北条町國坂一四八八一
東伯郡北条町島六四一	東伯郡北条町松神七一八	東伯郡北条町江北七〇一
東伯郡北条町大字東園四二〇	東伯郡北条町島六三九	東伯郡北条町江北一七五
東伯郡大栄町大字西園一一三〇	吉田洋一郎	東伯郡北条町島六三九
東伯郡大栄町大字瀬戸四四九	前田洋一郎	東伯郡北条町島六三九
倉吉市古川沢二七〇一	宇田川義徳	東伯郡北条町田井一五三
東伯郡北条町江北八三一	浜田要太郎	東伯郡北条町松神七一八
東伯郡大栄町曲一〇九二	吉田元	東伯郡北条町島六三九
倉吉市巣城一一九六	岸田一成	東伯郡北条町島六三九

平成八年十月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事	本川一孝	倉吉市小田一九二
岡崎勸	山村静臣	倉吉市新田二四二
西谷一幸	福田勝頼	倉吉市穴窪二五
永田淳穂	森幹夫	東伯郡北条町江北七〇一
田中明行	佐倉時雄	東伯郡北条町江北一七九三
近英明	前田英正	東伯郡北条町國坂一九〇
谷正一	吉岡儀重	東伯郡北条町國坂一四八八一
浜田要太郎	岸田一成	東伯郡北条町土下一七五
本清一	宇田川義徳	東伯郡北条町島六三九
河本逸雄	吉田洋一郎	東伯郡北条町島六三九
柿本清一	前田洋一郎	東伯郡北条町島六三九
東伯郡北条町田井三四一	宇田川義徳	東伯郡北条町田井一五三
東伯郡北条町島六四一	浜田要太郎	東伯郡北条町松神七一八
東伯郡北条町大字東園四二〇	吉田元	東伯郡北条町島六三九
東伯郡北条町松神七一八	岸田一成	東伯郡北条町島六三九
東伯郡北条町島六三九	宇田川義徳	東伯郡北条町田井一五三
東伯郡北条町島六三九	浜田要太郎	東伯郡北条町松神七一八
吉田洋一郎	吉田洋一郎	東伯郡北条町島六三九
東伯郡北条町島六三九	岸田一成	東伯郡北条町島六三九

平成八年十月二十四日就任

任期四年

鳥取県告示第七百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定

により告示する。

平成八年十二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年十二月二日

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中満雄 東伯郡赤崎町大字八幡七九二一

平成八年十月十四日就任 任期平成九年一月十三日まで

鳥取県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る瑞穂地区（第一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年十一月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十六号

県営土地改良工事の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成八年十二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業大山北部地区農業用排水、暗渠排水、客土及び農道整備	平成六年二月二十五日
県営土地改良総合整備事業天津地区暗渠排水、農業用排水、農道整備及び区画整理	平成七年三月二十日
県営土地改良総合整備事業光徳地区農道整備、暗渠排水、客土及び農業用排水	平成七年二月二十五日

鳥取県告示第七百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十八号

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し立てること。

四 異議の申立て

八頭郡用瀬町大字安藏字杖ヶ谷上へ一一〇七の一四

一 解除予定に係る保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 縦覧に供する場所

水源のかん養
11)

- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第七百九十八号

米子港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十七条第一項に規定する港湾隣接地域の変更についての公聴会を開くので、同法第三十七条の二（第一項の規定により、その期日、場所及び変更しようとする港湾隣接地域を、次のとおり告示する。

平成八年十一月三日

鳥取県知事 西 尾 回 次

一期日 平成八年十一月八日 午後二時から

二 場所 彦名町一区公民館（米子市彦名町一三一五）

三 港湾隣接地域を変更しようとする地域

昭和四十年四月鳥取県告示第二百八十九号（港湾隣接地域の指定について）で指定した米子港に係る彦名地区の港湾隣接地域に次の地域を加える。

次の基点を順次結んだ線と水際線に囲まれた地域

基点三〇 米子市彦名町字新堀灘一六四五地内の護岸標杭

〃一一 基点三〇から一三度三〇分一〇・〇メートルの点（彦名字新堀灘一六四〇一一）

〃一一 〃一一から一四六度一〇分一五・九メートルの点（〃字新堀灘一六四〇一

一一）

〃一一 〃一一から一四六度一〇分九七・三メートルの点（〃字八百姫沖一三一七

一一一地先）

〃一一四 〃一一三から一六度五〇分一六八・九メートルの点（〃字粟島山一四〇

五）

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第二項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十一月三日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 雅

署

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社三共			
住 所	群馬県桐生市境野町六丁目460				
法人にあってはその代表者の氏名	毒島 秀行				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名			
ばんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	ファーバーア ラビアンDX	製 造 業者名	検 定 番 号	有 効 期 间
		株式会社 ラビアンDX	三 共	600227	平成8年12月3日 から3年間

申 氏 名 又 は 名 称	サミー工業株式会社		
請 住 所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2		
者 法人にあつてはその代表者の氏名	里見 治		
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名
回胴式 遊技機	規則第6条第2号 該当機	ウルトラセブ ン	サミー工業 株式会社
			640198
			平成8年2月3日 から3年間